

低入札価格調査基準価格及び最低制限基準価格の見直しについて

1. 趣旨

荒尾市の建設工事においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を設けてダンピング防止対策に取り組んでいるところですが、令和4年（2022年）3月見直しの中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、低入札価格調査基準価格及び最低制限基準価格の計算式を見直します。

2. 留意事項

これまで荒尾市は、電気工事、機械設置工事に関しては、別途の算定率を用いてきましたが、工事全般に関して基準価格を統一します。

3. 見直しの内容

1) 低入札価格調査制度の対象工事

予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が1億5,000万円以上の工事

2) 最低制限価格制度の対象工事

予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が1億5,000万円未満の工事

3) 低入札価格調査基準価格及び最低制限基準価格の計算式

【現行】	【改正後】
○範囲 予定価格の 75/100～92/100	○範囲 予定価格の 75/100～92/100
○計算式 ・ 直接工事費の 97% ・ 共通仮設費の 90% ・ 現場管理費の 90% ・ 一般管理費の <u>55%</u> の合計	○計算式 ・ 直接工事費の 97% ・ 共通仮設費の 90% ・ 現場管理費の 90% ・ 一般管理費の <u>68%</u> の合計

※計算式により算出した額が上記の範囲を上回った（下回った）場合には上限（下限）値で設定します。

※上記の計算式で算定した基準価格にシステムが無作為に抽出したランダム係数（0.99～1.01）を乗じて設定します。（設定範囲は75/100～92/100）

4. 実施時期

令和4年6月1日以降に公告、指名通知を行う入札から適用します。